大船渡市 プレスリリース

報道発表資料
令和８年 10 月 27 日（火）
担当：総務部財政課
管財係（内線 219）

令和８年度大船渡市役所本庁舎防火及び避難訓練について

１　訓練の趣旨

(1)　消防法の定める防火対象物の管理者に義務づけられた消防（消火・通報及び避難）訓練であること。（消防法第８条第１項、同施行令第３条の２）

(2)　大船渡市役所本庁舎における防火管理の徹底を期し、有事の際の人的、物的被害を軽減するために行う消防訓練であること。（大船渡市役所防火管理規程第 18 条）

２　日時

令和８年 11 月９日（月）午後３時

３　場所

大船渡市役所本庁舎

４　参加対象者

市役所本庁舎に勤務する職員及び来庁の市民等

５　訓練の想定

早朝より北西の風が強く吹く肌寒い気象条件下にある中で、午後３時頃に緊急地震速報が発表され、大きな地震が発生し、間もなく火災報知機が鳴り響いた。原因を確認したところ、出火箇所は増築棟２階教育委員会湯沸場であることが判明し、庁舎全体への延焼拡大の恐れがあると想定するもの。

６　訓練項目

(1)　緊急地震速報対応行動訓練
(2)　通報訓練
(3)　来庁者及び車両誘導訓練
(4)　初期消火訓練
(5)　防火戸の開閉訓練
(6)　非常持出物件の搬出訓練
(7)　救出・救助、応急手当訓練
(8)　伝令訓練